

Title	〔下級審民訴事例研究八一〕いわゆる「全店一括順位付け方式」による預金債権の特定が適法とされた事例 名古屋高裁金沢支部平成三〇年六月二〇日決定、債権差押命令申立て却下決定に対する執行抗告事件
Sub Title	
Author	中島, 弘雅(Nakajima, Hiromasa) 民事訴訟法研究会(Minji soshōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2020
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.93, No.4 (2020. 4) ,p.133- 151
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20200428-0133

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔下級審民訴事例研究 八一〕

いわゆる「全店一括順位付け方式」による預金債権の特定が適法とされた事例

名古屋高裁金沢支部平成三〇年六月二〇日決定（平成三〇年（ラ）第四九号）、債権差押命令申立て却下決定に対する執行抗告事件、判例時報二二九九号三三頁

〔事 実〕

一 X（債権者、原告人）は、債務名義である富山地方裁判所平成二九年（ワ）第一一号事件の執行力ある第一回口頭弁論調書（判決）の正本に基づき、同債務名義に表示された請求権（元金九四六万円、確定遅延損害金七万二八七五円、遅延損害金六〇万九千九百八十八円）および執行費用一万二千六百元の合計一〇八万四千九百九十九円を請求債権として、Y（債務者、相手方）が第三債務者Z銀行に対して有する預金債権について、差押債権額五八万五千四百九十九円に満つるまで差し押さえることを求める旨の申立てを行った。

Xは、差し押さえるべき預金債権について、第三債務者の「複数の店舗に預金があるときは、店舗番号の若い順による」とした上で、同一店舗扱いの預金債権については差し押さえる

無やその種別等による順位を付して差し押さえることを求めた。いわゆる「全店一括順位付け方式」による預金債権の特定である。具体的には、差押債権目録に、第三債務者としてZ銀行と差押債権額の記載に続き、「ただし、債務者Y（…）が、上記第三債務者に対して有する下記預金債権および同預金に対する預入日から本命令送達時までの間に発生した利息債権のうち、下記に記載する順序に従い、頭書の金額に満つるまで」との記載がある。そして、「記」以下には、差し押さえるべき債権の順序が次のように記載されていた。

「1 複数の店舗に預金があるときは、店舗番号の若い順序による。

2 差し押えや仮差し押えない預金とある預金とがあるときは、次の順序による。

(1) 先行の差押えや仮差押えのないもの
 (2) 先行の差押えや仮差押えのあるもの

3 円貨建預金と外貨建預金とがあるときは、次の順序による。

- (1) 円貨建預金
- (2) 外貨建預金

ただし、差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買相場（先物為替予約がある場合には、原則として、その予約相場）により換価した金額（外貨）

4 数種の預金があるときは、次の順序による。

- (1) 定期預金
- (2) 定期積金
- (3) 通知預金
- (4) 貯蓄預金
- (5) 納税準備預金
- (6) 普通預金
- (7) 別段預金
- (8) 当座預金

5 同種の預金が数口あるときは、口座番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の預金が数口あるときは、預金に付せられた番号の若い順序による。」

二 Xの本件申立てに対し、原決定（富山地決平成三〇年五月一六日判時一二三九九号三六頁）は、いわゆる「全店一括順位付け方式」による預金債権の特定を不適法とした最高裁・後掲[1]決定を引用した上で、次のように述べて、本件申立てを却下した。すなわち、「本件申立ては、大規模な金融

機関である第三債務者の全ての店舗を対象として順位付けをし、先順位の店舗の預金債権の額が差押債権額に満たないときは、順次予備的に後順位の店舗の預金債権とする旨の差押えを求めるものであり、第三債務者において、先順位の店舗の預金債権の全てについて、その存否及び先行の差押え又は仮差押えの有無、定期預金、普通預金等の種別、差押命令送達時点での残高等を調査して、差押えの効力が生ずる預金債権の総額を把握する作業が完了しない限り、後順位の店舗の預金債権に差押えの効力が生ずるか否かが判明しないのであるから、本件申立てにおける差押債権の表示は、送達を受けた第三債務者において「直ちにとはいえないまでも、差押えの効力が上記送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない」程度に速やかに確実に差し押さえられた債権を峻別できるものである」とはできない」、また、Xの代理人弁護士は、本件申立て前に、第三債務者乙銀行に対して、特定の店舗（支店）を指定しない方式での債権差押命令に対応できるかを弁護士会照会によって問い合わせ、対応可能との回答を得ているから、差押債権の特定に欠けることはない」と主張するが、「差押債権の特定は、本来、債権差押命令申立書の差押債権の表示から自ずと明らかにされるべきものであり、特定に際しては、一般的に公表されている情報を超えて外形的表示に表れない個別の事情（第三債務者の回答書を含む）を考慮すべきではない。」とし、差押債権の特定を

欠き不適法であるとして、本件申立てを却下した。これを不服とするXが執行抗告をしたのが、本件である。抗告審は、原審とは異なり、本件申立ては差押債権の特定に欠けることはなく、申立てに従って預金債権を差し押さえるべきであるとして、原決定を取り消し、事件を原審に差し戻した。

〔決定要旨〕

取消し・差戻し。

一「債権差押命令の申立てに際しては、差し押さえるべき債権の種類及び額その他の債権を特定するのに足りる事項を明らかにしなければならない（民事執行規則一三三条二項）。ここでいう差押債権の特定とは、差押命令の送達を受けた第三債務者において、直ちにとはいえないまでも、差押えの効力が上記送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に速やかに、かつ、確実に、差し押さえられた債権を識別できるものでなければならない（最高裁判平成二三年九月二〇日第三小法廷決定・民集六五巻六号二七一〇頁）。

本件のように、第三債務者が大規模な金融機関である場合において、その全ての店舗を対象として順位付けをし、先順位の店舗の預金債権の額が差押債権額に満たないときは、順次予備的に後順位の店舗の預金債権を差押債権とする方式（いわゆる全店一括順位付け方式）については、一般的に、第三債務者において、先順位の店舗の預金債権の全てについ

て、その存否及び先行の差押え又は仮差押えの有無、定期預金、普通預金等の種別、差押命令送達時点での残高等を調査して、差押えの効力が生ずる預金債権の総額を把握する作業が完了しない限り、後順位の店舗の預金債権に差押えの効力が生ずるか否かが判明しないから、送達を受けた第三債務者において、上記速度に速やかにかつ確実に差し押さえられた債権を峻別することができないとはいえないと解される（前掲最高裁決定参照。預金額最大店舗指定方式による預金債権の差押命令の申立ての適否につき、最高裁判平成二五年一月二七日第一小法廷決定参照）。

すなわち、差押債権の特定の有無は、差押債権の表示それ自体（特定のために示された抽象的基準の内容が迅速かつ確実に当該債権を識別し得るか否か）を基準とすべきであるが、預金債権の差押命令の送達を受けた大規模金融機関である第三債務者において、差押債権を特定して支払停止措置をとるなどするためには、①本店等において預金者の氏名・住所等により該当する預金債権を抽出する作業、②抽出された預金債権の取扱店舗において、差押命令に表示された預金の属性についての順位付けに従い、対象となる預金債権を確認して支払停止措置をとる作業、③先順位の取扱店舗の預金債権のみでは差押債権額に不足し、他に後順位の取扱店舗の預金債権があるときは、先順位の取扱店舗から直接に又は本店を介してその旨の連絡を受けた上で、後順位の取扱店舗において

②と同様の作業を行うといった作業が必要になると解される
ところ、これだけの作業を要するとすると、基本的に全店一
括順位付け方式では、当該第三債務者において、上記の程度
に速やかにかつ確実に差し押さえられた債権を識別すること
ができないものといえる。」

二「ただし、上記の理は、およそ全ての金融機関に当ては
まるのではなく、当該金融機関の個性ないし特性によつては、
取扱店舗の表示を一箇所に固定せずとも差押債権の特定の要
請を満たす場合があり、そのような場合についてまで一律に
差押命令の申立てを不相当とすべきものとは解されない。

すなわち、前掲最高裁判成二三年九月二〇日決定の判示す
るところは、本店及び複数の支店（人的・物的設備を有する
店舗等）を持つ大規模金融機関を念頭に置き、当該金融機関
においては、従前から預金債権の取扱口座を開設した本支店
等の店舗名をもって預金債権を識別・管理している社会的実
態を背景として、これに応じた差押債権の特定の要請を図つ
ているのである。

これに対し、近時はいわゆるインターネット專業銀行が増
加しているところ、かかる專業銀行においては、便宜上、口
座に支店名を付している金融機関もあるが、人的・物的設備
を有する実店舗を設けず、これを設けていたとしても預金債
権の管理を本支店等の一箇所で行つていて、預金債権の差押
命令の送達を受けたとしても、上記一の③の作業を要しない

金融機関が存する。このような金融機関を第三債務者とする
債権差押命令の申立てにおいては、差押債権である預金債権
の表示において、取扱店舗を特定せずとも、上記にいう差押
債権の特定の要請を満たすものとみて差し支えない。」

三「本件の第三債務者については、その公式ウェブサイト
その他一般に公表されているところによれば、実店舗は首都
圏や関西圏を中心に十数店舗を設けているが、実店舗を訪れ
なくとも、電話やインターネットの利用により、預金口座の
新規開設を始めとする多くの手続・取引等を行うことができ
るのであり、預金債権の管理について、取扱店舗を設けてい
ないか、これを設けている場合であっても、少なくとも取扱
店舗の特定は重要な要素ではないことが推認される。また、
一件記録によれば、本件の第三債務者は、弁護士法二三条の
二に基づく照会に対して、『個人の預金口座に対する差押え
については、当行本支店に債権差押命令が送達された場合、
全店を対象として口座の確認を行っております。』と回答し、
次いで、X（の）代理人の特定の条件に関する照会に対して、
『氏名と住所により全店検索を行っているため、複数の店舗
に預金債権が存在する場合でも、口座の検索につき時間及び
確実性に違いはありません。差押債権の特定については、第
三債務者が格別の負担や危険を伴わずに差押対象債権を誤認
混同することなく識別し得る様、差押債権目録にご記入くだ
さい。』と回答し、更に『照会事項1—(3)が望ましい。(なお、

ここにいう照会事項1—(3)とは、本件申立てと同様、全店一括順位付け方式のうち、複数の店舗に預金があるときは、店舗番号の若い順によるとの方式である。」と回答したことが認められる。

上記事実を照らすと、本件の第三債務者は、預金債権の差押えにおいて、取扱店舗を特定していなくとも、本店等いずれかの担当部署において、氏名と住所により全店検索を行って対象債権の特定作業をしており、このような取扱いは本件についての個別の対応ではなく、一般的な対応であるものと認められる。そうすると、本件の第三債務者は、預金債権の差押命令の送達を受けた場合の作業において、取扱店舗の特定の有無にかかわらず、全店検索及びその後の対処を同一部署で一括して実施しており、上記一の③の作業を行っていないか、これを行っているとしても差押債権の識別について格別の負担を要しないことが推認される。しかも、本件の第三債務者自身、差押債権の特定の方法として、全店一括順位付け方式のうち複数の店舗に預金があるときは店舗番号の若い順によるとの方式を望ましいと回答していることから明らかであるとおり、Xがした差し押さえるべき預金債権の特定によって、差押債権の識別に格段の負担をかけないことが容易に認めうるのである。」

四「以上によれば、本件の第三債務者については、その金融機関としての個性ないし特性に鑑み、差し押さえるべき預

金債権について、「複数の店舗に預金があるときは、店舗番号の若い順序による。」とした上で、同一店舗扱いの預金債権については差押えの有無やその種別等による順位を付したとしても、差押債権の特定に欠けるところはないと認めるのが相当である。」

〔評釈〕

決定要旨に賛成である。

一 本決定の意義

本決定は、債務者が銀行等の金融機関に対して有する預金債権の差押命令を申し立てる際に、いわゆる「全店一括順位付け方式」によって債権差押命令を申し立てた場合に、つき、[1]最(三小) 決平成二三年九月二〇日民集六五卷六号二七一〇頁の立場を踏襲しつつも、[1]決定の事案とは、第三債務者である金融機関の個性ないし特性が異なるので、本件では差押債権の特定に欠けるところはないとして、全店一括順位付け方式による差押命令の申立てを適法とした裁判例である。今日の金融業務のIT化の進展を背景とする事例判断として意義がある。⁽²⁾

二 最(三小) 決平成二三年九月二〇日とその後の裁判例の展開

(1) ところで、債権差押命令の申立てにあたり、民事執行規則一三三条二項は、差押債権者は、その対象債権について「債権の種類及び額その他債権を特定するに足りる事項」を明らかにしなければならないと規定している。その趣旨は、執行裁判所がその債権について被差押適格(民執一四六条二項・一五二条)を有するか否かを判断できるようにするためと、差押命令の送達を受けた債務者および第三債務者が処分禁止および弁済禁止の効力(民執一四五条一項)の範囲(債権者の取立権能の範囲)を認識できるようにするためである⁽³⁾。

しかし、わが国には、令和元年改正民事執行法が成立するまで、執行債権者が金融機関(銀行等)から債務者の預金債権に係る情報を取得するための実効的な制度(令和元年改正民執二〇七条参照)は存在せず、債権者が債務者の第三債務者たる金融機関に対して有する預金債権の内容を正確に捕捉するのは困難な状況にあった。そのため、債務者の預金債権に関する情報を取得する手段として、執行債権者から事件を受任した代理人弁護士が、金融機関に対して弁護士会照会(弁護二三条の二)を利用するということが

行われてきた。そしてまた、近時は、単位弁護士会と金融機関との協定によって照会への対応の円滑化も図られている。しかし、他方で、守秘義務ないし個人情報保護を理由に弁護士会照会に応じない金融機関も存在する⁽⁴⁾。そこで、執行債権者が、債務者の金融機関に対する預金債権に対して債権差押命令を申し立てる際に、差押債権の特定を緩和し、間接的な特定や概括的な特定でも許されるかどうか、実務上、かねてより問題とされてきた。

金融機関(銀行等)の預金債権を差し押さえる場合の特定方法としては、従前より、取扱店舗を特定した上で、預金が複数あるときは、差押えの順序を指定する方法(店舗別預金順位付け方式ないし店舗名個別特定方式)が用いられてきた⁽⁵⁾。しかし、その後、金融機関に対する全店舗および全種類の預金債権を対象とする、いわゆる「全店一括順位付け方式」による預金債権差押命令申立てがなされるようになり、その適否につき高裁レベルで評価が分かれていた⁽⁶⁾。

(2) そうした中、前掲最高裁[1]決定は、債権者が、差押命令の申立てに当たり、債務者の第三債務者(東京三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行)に対する預金債権について、それぞれの取扱店舗を一切限定せずに、「複数

の店舗に預金債権があるときは、支店番号の若い順による」との順位付けをする方式（全店一括順位付け方式）が用いられた事案において、最初に、「民事執行規則一三三条二項の求める差押債権の特定とは、債権差押命令の送達を受けた第三債務者において、直ちにとはいえないまでも、差押えの効力が上記送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に速やかに、かつ、確実に、差し押さえられた債権を識別することができるものでなければならぬ」と解するのが相当であり、この要請を満たさない債権差押命令の申立ては、差押債権の特定を欠き不適法であるとした上で、全店一括順位付け方式では、「各第三債務者において、先順位の店舗の預貯金債権の全てについて、その存否及び先行の差押え又は仮差押えの有無、定期預金、普通預金等の種別、差押命令送達時点での残高等を調査して、差押えの効力が生ずる預貯金債権の総額を把握する作業が完了しない限り、後順位の店舗の預貯金債権に差押えの効力が生ずるか否かが判明しない……から、本件申立てにおける差押債権の表示は、送達を受けた第三債務者において上記の程度に速やかに確実に差し押えられた債権を識別」できるとはいえず、差押債権の特定を欠き不適法であるとした。

これにより、複数店舗にわたる預金債権の差押えに際しての特定方式の問題は終息に向かうかとも思われたが、最高裁[1]決定が出た直後に、取扱店舗を特定しない場合でも特定を欠くとはいえないとした[2]東京高決平成二三年一月二六日判時二一三〇号四頁・金法一九四一号一五一頁・金判一三八〇号五二頁⁽⁸⁾が現れた⁽⁹⁾。

[2]決定は、差押債権者Xが、債務者Yに対する債務名義に基づき、債務者Yが（第三債務者たる）四銀行Zら（東京三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、りそな銀行）に対して有する預金債権の差押命令を申し立てる際に、取扱店舗を特定せず、「第三債務者の複数の店舗に預金債権があるときは、預金債権額合計の最も大きな店舗の預金債権を対象とする。なお、預金債権額合計の最も大きな店舗が複数あるときは、そのうち支店番号の最も若い店舗の預金債権を対象とする」と表示して差押命令を申し立てた事案（預金額最大店舗指定方式）につき、「預金額最大店舗指定方式における第三債務者とされた金融機関の負担は、〔執行実務で一般に採用されている〕支店名個別特定方式（…）による場合に比し、当該金融機関の店舗の中で預金債権額合計の最も大きな店舗を特定する作業（…）及び第三債務者の本店に送達された債権差押命令の写しを当該店

舗にファクシミリ等により転送する作業が加わるだけであって、全店一括順位付け方式のように、先順位の店舗の預金債権のすべてについて、その存否及び先行の差押え又は仮差押えの有無、定期預金、普通預金等の種別、差押命令送達時点での残高等を調査して、差押えの効力が生じる預金債権の総額を把握する作業が完了しない限り、後順位の店舗の預金債権に差押えの効力が生じるか否かが判明せず、それまでの間第三債務者が不安定な状態に置かれることはなく、「預金額最大店舗指定方式は、全店一括順位付け方式による場合と比較すると、事柄の性質上、第三債務者の負担が格段に小さいものであることは明らかと解される。その上、本件の第三債務者らのような我が国を代表する金融機関においては、すべての店舗を通じて預金口座の有無及び残高等の顧客情報を管理するシステムが確立している」と一応認められること(…)に照らすと、預金額最大店舗指定方式は、『債権差押命令の送達を受けた第三債務者において、直ちにとはいえないまでも、差押えの効力が上記送達の時点で生じることにそぐわない事態とならない程度に速やかに、かつ、確実に、差し押さえられた債権を識別することができるもの』と解するのが相当である」から、本件申立ては、前掲[1]決定の判旨に照らしても、差

押債権の特定に欠けることはないとした。また、前掲[2]決定は、「X(差押債権者)は、Y(債務者)に対し法的に正当な権利を有し、民事訴訟を提起して勝訴判決を得ながら、その履行を受けられないため、Yの預金債権の差押えを試みているのであり、しかも、弁護士法二三条の二に基づく照会の手続を経たにもかかわらず、Zら(第三債務者)が、Yの同意がないことなど正当と認め難い理由により、Y名義の預金の有無及び取扱店舗等を開示しなかったことから、差押債権を前記のように記載せざるを得ない状況にあるのである。そうすると、本件のような場合に、Zらの負担が過重であることを理由に差押債権の特定を欠くとして債権差押命令の申立てを不適法とするとすれば、勝訴判決を得た債権者であっても、債務者の預金債権に対する強制執行を事実上断念させられる結果になり、ひいては民事執行の機能不全を招きかねないのであって、これが妥当性を欠くことは明らか」であると判示した。

(3) この東京高裁[2]決定については、これに同調する[3]名古屋高決平成二四年九月二〇日金判一四〇五号一六頁もあるが、これに対して[4]東京高決平成二四年一〇月一〇日金法一九五七号一一六頁は、[2]決定とは逆に、次のように判示した。すなわち、預金額最大店舗指定方式によつたと

しても、債権差押命令の送達を受けた第三債務者は、全店舗について預金債権の有無および預金額を確認しなければならず、店舗ごとの債権管理方式を採用している金融機関の現状に照らし、第三債務者において差押えの効力が送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に速やかにかつ確実に差し押えられた債権を識別することができるとすることはできず、また、差押債権が特定されるか否かは、差押債権目録の表示自体に基づいて判断すべきであるから、弁護士会照会に基づく照会に対し第三債務者の回答拒絶があったとしても、そのことのみによって差押債権の特定についての基準が異なってくるものではないので、差押債権の特定があるとはいえない」と。また、[5] 東京高決平成二四年一〇月二四日判タ二三八四号三五一頁・金法一九五九号一〇九頁も、預金額最大店舗指定方式による預金債権の差押えを認めた場合、大規模な金融機関である第三債務者は、全ての店舗の中から預金額最大店舗を抽出する作業が必要となり、その際、第三債務者において、該当顧客の有無、該当顧客を有する店舗における差押命令送達時点での口座ごとの預金残高等を調査するなどして、当該店舗が最大店舗に該当するかを判定する作業が完了しない限り、差押えの効力が生ずる預金債権の範囲が判

明しないため、本件預金債権差押命令申立てにおける差押債権の表示は、送達を受けた第三債務者において、民事執行規則一三三条二項の求める程度に速やかにかつ確実に差し押えられた債権を識別することはできないと判示した。ここにおいて再び抗告審裁判例が対立する状況となった。

こうした中で、前掲[5]決定の許可抗告審である[6]最(一小) 決平成二五年一月一七日判時二一七六号二九頁・金法一九六六号一一〇頁⁽¹²⁾は、差押債権の特定方法に関する原審[5]決定の判断は正当として是認できるとして抗告を棄却し、「大規模な金融機関の具体的な店舗を特定することなく、『複数の店舗に預金債権があるときは、預金債権額合計の最も大きな店舗の預金債権を対象とする。なお、預金債権額合計の最も大きな店舗が複数あるときは、そのうち支店番号の最も若い店舗の預金債権を対象とする』としてされた預金債権の差押命令の申立ては、差押債権の特定を欠き不適法である」として、預金額最大店舗指定方式では、差押債権は特定されているとはいえないとした⁽¹³⁾。

三 本決定の理由付け

(1) 最高裁[1]決定が、金融機関(銀行等)の預金債権を差し押さえる際の特定期間につき、全店一括順位付け方式

を不適法とし、また、最高裁⁶決定が、預金額最大店舗指定方式を不適法としたことにより、差押債権の特定に関する実務上の争いは、基本的に、従来から用いられてきた店舗別預金順位付け方式ないし支店名個別特定方式をとるべきであるという方向で、一応の決着が着いたといえるが、¹⁴いずれにせよ、預金債権の特定方式の適否の判断につき最高裁が採用した基準は、詰まるところ、債権差押命令の送達を受けた各金融機関が、合理的と認められる時間と負担の範囲内で差押えの対象となった債権を識別ないし特定できるかどうかということに尽きる。

特に、差押債権の特定方式に関するリーディング・ケースたる最高裁¹決定が、全店一括順位付け方式では差押債権の特定が不十分であるとした理由は、各店舗ごとの債権管理方式が採用されている大規模金融機関の現状を踏まえると、債権差押命令の送達を受けた金融機関としては、全店舗について預金債権の有無および預金残高を確認しなければならぬが、差押債権を特定して支払停止措置をとるためには、①本店等において預金者の氏名・住所等により該当する預金債権を抽出する作業、②抽出された預金債権の取扱店舗において、差押命令に表示された預金の属性についての順位付けに従い、対象預金債権を確認して支払停

止措置をとる作業、③先順位の取扱店舗の預金債権のみでは差押債権額に不足し、他に後順位の取扱店舗の預金債権があるときは、先順位の取扱店舗から直接にまたは本店を介してその旨の連絡を受けた上で、後順位の取扱店舗において②と同様の作業を行うといった作業が必要となるところ、全店一括順位付け方式では、債権差押命令の送達を受けた第三債務者たる金融機関において、直ちにとはいえないまでも、差押えの効力が上記送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に速やかに、かつ、確実に、差し押さえられた債権を識別することができないという現状認識にある。¹⁵そのため、¹決定の判断の前提となった、第三債務者たる金融機関の預金債権管理体制および債権差押への対応が変化すれば、¹決定と異なる判断があり得ることは、すでに¹決定の調査官解説が述べていたところである。¹⁶

本決定は、そうした中で、前掲¹決定の立場を踏襲した上で、第三債務者たる金融機関の個性ないし特性によっては、取扱店舗の表示を一カ所に固定しなくても、差押債権の特定の要請を満たす場合については、複数の店舗の取扱いに係る預金債権の差押えにつき、債権者が差押債権を全店一括順位付け方式により表示していても、差押債権の識

別に格段の負担を要しないから、差押債権の特定を欠くとはいえないとしたものである。

(2) 本決定が、債権差押命令の申立てにあたり、全店一括順位付け方式によっても、差押債権を識別・特定できるとした理由は、次の点にある。すなわち、(a)本件第三債務者たるZ銀行は、人的・物的施設を有する実店舗を首都圏や関西圏を中心に一〇数店舗を設けているが、利用者は、実店舗を訪れなくとも、電話やインターネットの利用により預金口座の新規開設を始めとする多くの手続・取引を行うことができ、預金債権の管理について、取扱店舗を設けていないか、設けていても、少なくとも取扱店舗の特定が重要な要素ではない。また、(b)本件Z銀行は、弁護士会照会に対して、「当行本支店に債権差押命令が送達された場合、全店を対象として口座の確認を行っております。」と回答し、次いで、Xの代理人からの特定の条件に関する照会に対して、「氏名と住所により全店検索を行っているため、複数の店舗に預金債権が存在する場合でも、口座の検索につき時間及び確実性に違いはありません。差押債権の特定については、第三債務者が格別の負担や危険を伴わずに差押対象債権を誤認混同することなく識別し得る様、差押債権目録にご記入ください。」と回答し、更に、差押債

権の特定方法として、全店一括順位付け方式のうち、複数の店舗に預金があるときは店舗番号の若い順によるこの方式が望ましいと回答している。以上の事実を照らすと、本件第三債務者Z銀行は、預金債権の差押命令の送達を受けた場合の作業において、取扱店舗の特定の有無にかかわらず、全店検索およびその後の対処を同一部署で一括して実施しており、前掲最高裁[1]決定が、当時の大規模金融機関の現状を踏まえると、債権差押命令の送達を受けた金融機関において、差押債権を特定して支払停止措置をとるために必要であると指摘した三つの作業（すなわち、①本店等において預金者の氏名・住所等により該当する預金債権を抽出する作業、②抽出された預金債権の取扱店舗において、差押命令に表示された預金の属性についての順位付けに従い、対象預金債権を確認して支払停止措置をとる作業、③先順位の取扱店舗の預金債権のみでは差押債権額に不足し、他に後順位の取扱店舗の預金債権があるときは、先順位の取扱店舗から直接にまたは本店を介してその旨の連絡を受けた上で、後順位の取扱店舗において②と同様の作業を行う作業）のうち、Z銀行では、③の作業を行っていないか、これを行っているとしても差押債権の識別について格別の負担を要しないことが推認される。しかも、Z銀行自身が、

差押債権の特定の方法として、全店一括順位付け方式のうち複数の店舗に預金があるときは店舗番号の若い順によるこの方式を望ましいと回答していることから明らかとなり、全店一括順位付け方式でも容易に差押債権の特定ができる、という点にある。

四 本決定の検討

(1) その意味で、本決定は、最高裁[1]決定が前提とした金融機関の預金債権管理体制および債権差押への対応が異なる金融機関に関して、まさに現れるべくして現れた裁判例であるといえる。⁽¹⁷⁾そこで、次に、本決定の理由付けの当否を検討する。

最高裁[1]決定が出た当時から、専らインターネット上で預金取引を行い、実店舗を持たない、いわゆるインターネット銀行では、預金取引上「支店」名が用いられていても、預金の管理は、金融機関内の一つの部署で一元的に行われており、そのような銀行については、支店をまたいだ預金債権の検索も困難ではなく、全店一括順位付け方式による差押命令であっても、「速やかに、かつ、確実に」該当債権を識別することができる⁽¹⁸⁾と指摘されていた。本決定の第三債務者たるZ銀行は、まさにそのインターネット銀

行であり、Z銀行が自ら認めているように、Z銀行では、預金債権の差押命令の送達を受けた場合の作業において、取扱店舗の特定の有無にかかわらず、氏名と住所による全店検索およびその後の預金債権差押への対処を同一部署で一括して実施しており、全店一括順位付け方式によっても容易に差押債権の識別・特定ができ、最高裁[1]決定が、金融機関において、差押債権を特定して支払停止措置をとるために必要であると指摘した三つの作業のうち①も②も不要であり、③の作業も行っていないか、これを行っているとしても格別の負担にならないのであれば、以上の点を根拠に、本決定が全店一括順位付け方式による差押債権の特定を適法とした点は、これを是認することができる。⁽¹⁹⁾

(2) 他方、本決定は、全店一括順位付け方式による差押債権の特定を適法とする根拠の一つとして、本件第三債務者たるZ銀行が、原告Xの代理人弁護士からの要請を受けた弁護士会照会（弁護士法二三条の二）に対して、「個人の預金口座に対する差押えについては、当行本支店に債権差押命令が送達された場合、全店を対象として口座の確認を行っております。」と回答し、次いで、債権の特定の条件に関する照会に対して、「氏名と住所により全店検索を行っているため、複数の店舗に預金債権が存在する場合で

も、口座の検索につき時間及び確実性に違いはありません。差押債権の特定については、第三債務者が格別の負担や危険を伴わずに差押対象債権を誤認混同することなく識別し得る様、差押債権目録にご記入ください。」と回答し、更に、「全店一括順位付け方式のうち、複数の店舗に預金があるときは、店舗番号の若い順によるこの方式」が望ましいと回答したことを挙げている。

ところで、差押債権の特定の有無について判断する際に、債権差押命令申立書の差押債権欄（目録）の記載自体だけでなく、外形的表示に表れない第三債務者の個別の事情を考慮してよいか否かについては、見解が分かれている。本件原決定は、Xの代理人弁護士が、本件差押命令申立て前に、第三債務者に対して、店舗（支店）を指定しない方式での債権差押命令に対応できるかを弁護士会照会によって問い合わせ、対応可能との回答を得たといった、一般的に公表されている情報を超えて外形的表示に表れない個別の事情を考慮に入れるべきではないとしたのに対し、本決定は、これを考慮するのは当然であるとの立場をとっている。本件の場合は、債権者が差押債権の特定方法として全店一括順位付け方式を用いることに第三債務者たるZ銀行が同意したというのであるから、この点は、「全店一括順位付

け方式でも差押債権の特定に欠くとはいえない」という結論の實質的正当性を補強するものであり、特に問題はないものと思われる⁽²⁰⁾。

(3) しかし、本件事案とは異なり、差押債権者の申立代理人弁護士からの要請に基づき、債務者の預金の有無、預金がある場合の取扱店舗名および残高金額について第三債務者たる金融機関に対して弁護士会照会が行われたにもかかわらず、第三債務者がこれに回答しなかった点を、差押債権の特定を緩和する根拠としてよいかどうかについては、賛否が分かれる。

この点につき、前掲東京高裁[2]決定は、第三債務者が弁護士会照会に対して回答拒絶をした点を、預金額最大店舗指定方式をとらざるを得なかったことの正当化根拠としている。しかし、これに対しては、金融機関が弁護士会照会に対して回答するか否かを判断する際の基準として、「照会事案ごとに個別具体的に検討し、①報告（回答）によって得られる公共的利益（真実の発見、社会的正義の実現、裁判の公正な判断の確保等）」と、②これに対立する法益（個人の名誉、プライバシー、公務員等の守秘義務、捜査の密行性、通信の秘密等）を比較衡量し、②の法益を①に優先してまでも保護しなければならない場合には報告を拒

否する正当事由がある」との基準が示されていること⁽²¹⁾から、第三債務者の預金口座情報の開示を求める弁護士会照会があった場合に、金融機関が、プライバシーの保護との関係で守秘義務を負う事項について開示を拒む場合があり得ることを理由に、金融機関が弁護士会照会に応じなかったという点を、差押債権の特定を緩和する根拠とすることに反対する見解も根強く主張されている⁽²²⁾。

しかし、弁護士会照会制度は、弁護士が受任している事件について、所属弁護士会を通じて、公務所または公私の団体に照会して必要な事項の報告を求め、訴訟資料等を集める等、その職務活動を円滑に処理するために設けられたものであり、法的正義の実現に寄与するという公共的性格を有しているという点⁽²³⁾や、弁護士会照会は、個人情報保護法二三条一項一号にいう「法令に基づく場合」に該当するので、債務者の預金情報について照会を受けた金融機関としては、その照会内容に必要性と合理性があるときは、特段の事情がない限り、守秘義務ないし個人情報保護を理由に回答を拒絶できないと解すべきであるという点⁽²⁴⁾を考慮すると、かかる批判は当たらないように思われる。かえって、第三債務者（金融機関）の取扱店舗を指定することなく、「複数の店舗に預金債権があるときは、支店番号の若

い順序による」と記載して債権差押命令を申し立てた事案（支店間支店番号順位方式）につき、債権差押命令の申立てを適法とした[7]東京高決平成二三年六月二二日金判一三七四号二二頁が指摘しているように、本件「申立てを許容し得るかは、これを認めた場合に銀行等に過度の負担を課することにならないか、これを認めないとしたのでは債権者にとって更なる調査手段がなく、債務者が民事執行を回避することができる結果とならないかを考慮して判断するのが相当である」から、差押債権が特定されているか否かを判断する際には、差押債権者において、差押債権の特定のために不すべき調査を尽くしたかどうか⁽²⁵⁾も考慮に入れて判断するのが妥当である。そのように考えると、執行債権者の代理人弁護士が、債務者の預金情報を得る目的で、第三債務者（金融機関）に対して弁護士会照会を行ったにもかかわらず、第三債務者が、債務者の同意がないことなど、正当とは認められない理由で回答を拒絶したため、店舗別預金順位付け方式ないし支店名個別特定方式以外の差押債権特定方式をとらざるを得なかったといった事情は、差押債権の特定を緩和する要因となり得ると解される。かえって、差押債権の特定の有無の判断に当たり、弁護士会照会に対する回答拒絶といった第三債務者の事情を重視し

ない立場は、第三債務者の負担に配慮するあまり、債務名義を有する債権者を不当に不利益に扱うものであり、妥当とは思えない。⁽²⁶⁾ もともと差押債権の特定の問題が、債権者が債務名義を取得しても、令和元年改正民事執行法下では、債権者が第三債務者たる金融機関から債務者の預金情報取得ができなかったという法制度上の不備に起因するものであるという点や、金融機関の公共的な性格を考慮すると、金融機関が債務者の預金情報に係る弁護士会照会に対して正当な理由もなく回答を拒絶したという点を、差押債権の特定の有無を判断する際の考慮要素に入れることはできると解すべきである。

(4) 以上を要するに、本決定は、最高裁[1]決定の立場を踏襲しつつも、本件第三債務者たるZ銀行が、預金債権管理体制および預金債権の差押への対応という点で、[1]決定が前提とした金融機関とはその個性ないし特性が異なることを理由に、全店一括順位付け方式による債権差押命令の申立てを適法としたものであり、その結論は妥当である。確かに、前掲最高裁[1]決定および[6]決定により、執行債権者が金融機関の預金債権を差し押さえる際の特定方法としては、基本的に、従来から用いられてきた店舗別預金順位付け方式ないし支店名個別特定方式をとるべきであるとい

う方向が示された。しかし、今後のわが国の金融業務のIT化のさらなる発展により、多くの金融機関において、最高裁[1]決定が、差押債権を特定して支払停止措置をとるために必要であると指摘した三つの作業のうち①も②も不要となり、③の作業も、必要がないか、あっても金融機関の負担にならないという状況が一般的に生じたときは、[1]決定の大前提が崩れることになるから、将来、全店一括順位付け方式による預金債権の特定を適法とする裁判例が現れる可能性は十分にあり得るところである。もともと、周知のように、令和元年の改正民事執行法は、前掲最高裁[1]決定と[6]決定の出現以降に、わが国の金融機関における情報管理体制をめぐる状況が変化し、金融機関の本店に対して照会をすれば、すべての店舗で取り扱われている債務者の預金情報を包括的に検索した上で回答できるようになってきたという社会的情勢の変化を踏まえ、有名義債権者が、金融機関等から、債務者の預貯金債権等に関する情報を取ることができる手続を導入した⁽²⁷⁾(令和元年改正民執二〇七条)。従って、今後は、そもそも執行債権者が債務者の金融機関に対する預金債権を差し押さえる際に、預金債権の特定方法が問題となる事案は、大いに減ずることになる。

- (1) [1] 決定の解説ないし評釈として、谷口園恵『最高裁判例解説(民事篇)平成三三年度(下)』(二〇一四年、法曹会)六〇九頁、堀口久・銀法七三八号(二〇一二年)五頁、池田曜生・銀法七四五号(二〇一二年)一八頁、堀野出・新判例解説 Watch 一一号(二〇一二年)一一一頁、山本和彦・現代消費者法一四号(二〇一二年)一〇七頁、石井教文・民商一四六卷二号(二〇一二年)五〇頁、大橋弘・判例評論六四一―二頁〔判時二一四八号一六八頁〕(二〇一二年)、高田昌宏・民事執行・保全判例百選〔第二版〕(二〇一二年)一〇二頁、同・民事執行・保全判例百選〔第三版〕(二〇二〇年)一〇〇頁、小原将照・ジュリスト一四四〇号〔平成三三年度重判〕(二〇一二年)一三七頁、春日偉知郎・法学研究八五卷八号(二〇一二年)三一頁、滝澤孝臣・金判一三九〇号(二〇一二年)八頁、野村秀敏・私法判例リマックス四五号(二〇一二年)一一四頁、川中啓由・早稲田法学八七卷四号(二〇一二年)一八三頁、萩澤達彦・成蹊法学七六号(二〇一二年)一頁、吉岡伸一・龍谷法学四四卷四号(二〇一二年)五三二頁、吉田純平・駒沢法学一一卷四号(二〇一二年)九五頁、渡辺隆生・金法一九五三号(二〇一二年)四四頁等がある。
- (2) 本決定の解説ないし評釈として、内田義厚・金法二一〇七号(二〇一九年)五四頁、佐藤亮・金法二二二二号(二〇一九年)一一頁等がある。平松知美「預貯金債権への差押えをめぐる今日的課題」金法二二二七号(二〇一九年)四頁も参照。
- (3) 鈴木忠一「三ヶ月章編『注解民事執行法』(一九八五年、第一法規)三八四頁〔稲葉威雄〕、伊藤真「園尾隆司編集代表『条解民事執行法』(二〇一九年、弘文堂)一二四六―一二四七頁〔下村真美〕」ほか。
- (4) 債務者財産の把握手段としての弁護士会照会の問題点については、垣内秀介「財産開示手続の改正をめぐる論点」金法二〇五四号(二〇一六年)九頁、青木哲「金銭執行における預金債権に関する情報の取得について」高橋宏志先生古稀祝賀論文集『民事訴訟法の理論』(二〇一八年、有斐閣)一一三〇頁など参照。
- (5) 中野貞一郎「下村正明『民事執行法』(二〇一六年、青林書院)七〇四―七〇五頁、伊藤「園尾編集代表・前掲注(3)」一二四七―一二四八頁〔下村真美〕」など参照。具体例につき、相澤真木「塚原聡編著『民事執行の実務(債権執行編)(上)』(第四版)』(二〇一八年、金融財政事情研究会)一一四頁参照。
- (6) 差押債権の特定を認めたものとして、東京高決平成二三年一月二日金法一九一八号一〇九頁②事件、東京高決平成二三年三月三〇日金法一九二二号九二頁①事件、金判一三六五号四〇頁①事件、東京高決平成二三年四月二四日金法一九二六号一一二頁①事件、東京高決平成二三年六月

- それほど困難ともいえず、認めてもよいのではないかと
いう。他方、全店一括順位付け方式は違法であるが、複数店
舗であれば適法性を認める余地があるとするものとして、
堀口・前掲注(1)七頁、池田・前掲注(1)二二頁。
- (14) この二つの最高裁決定を受けて執筆された論考として、
内田・前掲注(9)「預金債権の特定に関する最高裁決定の
意義と課題」一八五頁以下がある。
- (15) 当時の大規模金融機関における差押え対応の実情を具
体的に紹介するものとして、三上徹「全店差押えと実務の
実情」金法一九三一号(二〇一一年)四〇頁、同・前掲注
(8)一二頁、白井・前掲注(8)四四頁等がある。他方、信
用金庫における差押え対応の実情を照会するものとして、
小柳津一之「名寄せシステム上の問題点——実務の現場か
ら——」銀法七三二二号(二〇一一年)三三頁がある。また、
堀口・前掲注(1)六―七頁も、当時の金融機関の差押え対
応の実情を紹介している。
- (16) 谷口・前掲注(1)六二八頁。伊藤∥園尾編集代表・前
掲注(3)一二四八頁「下村眞美」にも同趣旨の指摘がある。
- (17) 平松・前掲注(2)四頁。
- (18) 谷口・前掲注(1)六三五頁。
- (19) これに対し、佐藤・前掲注(2)一四頁は、以上の作業
①から③に関する本決定の判断に強い疑問を呈している。
- (20) もっとも、佐藤・前掲注(2)一一―一二頁参照。
- (21) 山下実紀「弁護士会照会に対する金融機関の回答義務
に関する検討」銀法七三八号(二〇一一年)一六頁。
- (22) 谷口・前掲注(1)六二〇頁、山本・前掲注(1)二〇頁、
春日・前掲注(1)四三―四四頁、渡辺・前掲注(1)四七頁、
内田・前掲注(2)五七頁、同・前掲注(9)「預金債権の特
定に関する最高裁決定の意義と課題」二〇二頁、佐藤・前
掲注(2)一四頁など。
- (23) 大阪高判昭和五一年二月二一日下民集二七卷九―一
二号八〇九頁、日本弁護士連合会調査室編著『条解弁護士
法(第五版)』(二〇一九年、弘文堂)一七二頁、高中正彦
『弁護士法概説(第四版)』(二〇一二年、三省堂)一一五
頁・一一八頁参照。
- (24) このことにつき、東京地判平成二二年九月二九日判時
二二〇五号一一頁、日本弁護士連合会調査室編著・前掲注
(23)一九一頁、高中・前掲注(23)一一七頁参照。
- (25) 笠井・前掲注(6)二九頁、前掲注(6)東京高決平成二
三年三月三〇日参照。民事訴訟法研究会の席上、加藤新太
郎教授(中央大学大学院法務研究科教授・弁護士)からも、
同趣旨の指摘があった。
- (26) 笠井・前掲注(6)二九頁参照。
- (27) 以上につき、内野宗揮ほか「民事執行法等の改正の要
点(2)——金融実務に関連する項目を中心に——」金法二一
二〇号(二〇二〇年)二五頁参照。この預貯金債権等に関

する情報取得手続を簡潔に紹介するとともに、手続創設の意義について論じた筆者自身の論考として、中島弘雅「民事執行法改正の総括」法律のひろば七三卷三号（二〇二〇年）四九頁がある。さらに詳しくは、中島弘雅「債務者の財産情報取得手続の現状と課題——令和元年改正民事執行法の規律を踏まえて——」加藤新太郎先生古稀祝賀論文集『民事手続の法理と実践』（近刊、弘文堂）所収を参照されたい。

中島 弘雅